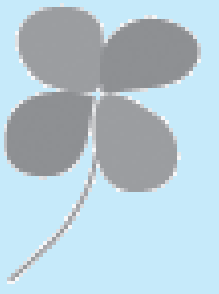


# 議会の最高規範

# 議会基本条例を制定 住民参加で「見える」議会づくり



「議会が見えない」という住民の声に、「どうなれば議会が改革し活性化したと言えるのか」を、3回の町民との意見交換会も含め、徹底議論してきました。

鹿追町議会の目指す姿は、住民に「開かれた議会、親しみ分かりやすい議会」の実現。この仕組みを議会基本条例として制度化し義務化いたしました。

議会として議員として社会的倫理や規範を重んじ、強い責任を認識して資質と能力の向上に努力してまいります。

条例を制定するまでに多くの町民と意見を交換いたしました。

## 広聴

広聴活動が情報共有、議会改革の第1歩と考えます。

### 意見交換会での皆さんの声を紹介します。

- ・コンパクトな会議や話し合いが必要。
- ・議員自ら発想をし、鹿追の町をどう作っていくのか先ず示してもらいたい。
- ・町民会議等を開いても人は集まらない。議員が各イベントに出て意見を聞くような機会が必要。
- ・形式に拘らず意見交換をするべき。
- ・議会活動にある程度の予算は必要。政務調査費は使い方を間違えなければ良い。効果を出し、町民に理解を得られることが必要。
- ・「反論権」について、そのような議論のやり取りは当たり前のことだ。
- ・インターネット中継をしても見ないだろう。
- ・町のホームページも見ない。
- ・しっかりと執行者と連携をとること。
- ・男女参画時代における女性議員の誕生、活躍が求められている。



※写真は参加していただいた一部の方々の写真です。



### 鹿追町議会基本条例

#### 前文（理念、主意）

鹿追町の豊かで住み良い、発展するまちづくりのために、議事機関の議会は、行政執行機関である町と二元代表制の下で地方分権の責任を持った役割を果たしながら、町民の福祉向上に視点を当てた行政推進を担っていくことを表明する。

【解説】始めに議会の役割、責任を謳いました。

議会は合議制であるため、地方自治体にとって最高位の議論の場である議場において、審議、議論、合意形成、結論を導いていく過程で、町民に対して問題点を明らかにするとともに、関心を喚起し、その理解と参加を得ていくことが求められる。

【解説】その役割を担った議決機関としての議会における議論の場である議場の審議のあり方を謳いました。

議会は、公正、透明な議

会運営を常に努め、町民に分かりやすい、開かれた議会づくりをより積極的に推進するために、町民との対話を図り、町民の意向の把握、情報の提供と共有化を進める。このことにより、町民のための行政推進が町執行者とともに迅速に実践されると考える。

【解説】役割を推進する議会が町民に理解されるための議会運営について謳いました。

合議制である議会では、地方分権を旗印に自主自立のまちづくりを標榜することで、政治、行政上の争点を明確にして多様な民意を合意形成していく能力、政策形成機能、団体意思決定機能、住民代表機能、利害調整機能、行政機関監視機能など、多面的な機能を発揮する運営能力を備える必要があるだけに、議会として、議員として社会的倫理や規範を重んじ、強い責任を認識して資質と能力の向上に不断の努力を行なうも

のである。

【解説】町づくりにある議会の機能とその構成を成す議員の資質と能力の向上を謳いました。

小さくともキラリと輝くまちづくりを、「町民」、「町長等」、「議会」、が真剣に誠実に成しえていくために、ここに議会としての行動指針である「鹿追町議会基本条例」を制定し実効を果たしていくものである。

【解説】町づくりに議会は、町民、町執行者とともに尽力するために、議会の最高規範となる議会基本条例を制定し実効ある役割を担うことを謳いました。

### 第1章 目的

#### （目的）

第1条 この条例は、地方分権を踏まえた合議体としての議会が存分に役割を果たすために、議会及び議員に係る基本的事項を定め、もって町民参加型の議会づくりと豊かなまちづくりの

実現を目的とする。

【解説】町民の代表である議会と選ばれし議員が、この条例遵守を誓い（義務を持つ）、町民に開かれた議会運営を目指し、執行者とともに豊かなまちづくりに努力します。

### 第2章 議会及び議員の活動原則

#### （議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 町民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性及び透明性を確保し、町民に信頼される開かれた議会を目指す。
- (2) 政策立案機能の充実強化を図るとともに、行政事務、事業が効率的かつ適正に実施されているかを監視及び評価する。
- (3) 町民の多様な意見や専門的知見等を的確に把握し、行政施策に反映させるための議会運営に努める。
- (4) 町民の傍聴意欲を喚起することを心がけ、分かりや



すく開かれた議会運営に努める。

(5) 地方分権を基本とした議会活動の活性化を常に図り、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を行なう。

(6) この条例に定めるもののほか、常に町民の視点に沿った議会運営を行なうため、必要に応じて鹿追町議会会議規則(昭和62年3月議会規則第1号)をはじめとする議会に関する規定を適正に見直す。

【解説】町民を代表する議決機関として、公正性、透明性の確保、行政事務事業の監視・評価、住民意見の政策反映、分かりやすい議会運営と規定の改善等を定めた議会の活動原則です。

#### (議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動をする。  
(1) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の増進を目指し活動する。

(2) 町政全般の課題及び町民の意見並びに要望等を的確に把握し、常に自己研鑽に努め、町民の代表者としての活動を

する。

(3) 議会が言論の府及び合議制の機関であることを認識し、議員同士が対等の立場でかつ自由な討議を重んじること。

【解説】議員の責務及び基本姿勢として、不断の研鑽と町民意見の把握、議員間の自由討議等を定めた議員の活動原則です。

### 第3章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、町民に対し積極的にその有する情報を公開し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下、「委員会」という)を原則公開とし、必要に応じ傍聴者からの意見聴取を行い参考とする。

3 議会の会議にあたっては、必要に応じ参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、それぞれの専門的又

は政策的識見等を討議に反映する。

4 議会は、請願及び陳情を受けた場合は町民による政策提案と位置づけ、その審査にあたっては、必要に応じ提出者の意見等を聴く機会を設ける。

5 議会は、「まちなか会議」によって、町民と議員が町政全般にわたり情報及び意見を交換する機会を積極的に持つものとする。

#### 【解説】

1. 議会活動の理解を得るため、議会の情報開示提供、説明責任を果たします。

2. 議会の会議は原則公開とし、傍聴の機会を提供し、意見を述べることであります。

3. 参考人制度、公聴会制度及び有識者識見を活用して、議会活動の充実を図ります。

4. 町民からの請願と陳情は町民政策提案とし、必要により提出者の意見を聴けるものとします。

5. 議会活動の理解を図り町民意向を把握するため、「まちなか会議」を設置して

「議会報告会」意見交換会」等色々と臨機応変に開催します。

(議会の広報、広聴活動の充実)

第5条 議会は、町民主体のまちづくりの一翼を担う機関としての役割を果たすため、議会における広報広聴を重要活動として位置づける。

2 議会は、町民への広報広聴として、議会会議日程、議会報告、審議過程、事後説明、表決の公表、情報を配信する。

3 前項の事項については、それぞれに定めた時限を持って対応する。

【解説】議会活動における広報と広聴活動は、議会活動の周知と町民意向の把握と理解に必要不可欠であることを認識し活動を行ないます。

具体的な議会等に関わる周知は、第2項に定めた事項であり、これらの対応は、議会において時限を定めて(何日までに行なうと定めます)町民に定時発信します。

### 第4章 町長等と議会との関係

(信義と緊張関係の保持による審議及び反問)

第6条 議会は、本会議及び委員会の審議において議員と町長、その他の執行機関の長及びその委任を受けた者(以下、「町長等」という)が、それぞれの権能を明確に認識し、相互にけん制し合う「機関対立の原理」を基本としながら、信義と緊張関係の保持に努め、次に掲げる共通理解のもと円滑な討議を行う。

(1) 議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にして行なうこと。

(2) 前項における質疑応答において、町長等は答弁に必要な範囲内で「反問」ができる。

【解説】二元代表制の下、相互に信義を踏まえた緊張・対峙関係を持って、理論的・建設的な質疑応答を行ないます。

町長等は、質疑、質問へ

の明確な答弁を果たすために、質疑(問)の趣旨や、不明な点を尋ねたり、内容の確認を行なう「反問(逆質問)」ができます。

#### (政策提案に対する反論)

第7条 議会において、町長及びその他の執行機関の長若しくは議会等の提案において、町政の重要課題に係る事項で理解困難及び根拠不明な場合は、町長等及び議員は、議長又は委員長の許可を得て、信義と緊張関係を踏まえて「反論」することができる。

【解説】町政の重要事項で町長等及び議員が納得のできない内容、あるいは根拠が不明確と思われる場合は、議長又は委員長の許可を得て「反論(反対意見、建設的意見)」ができることで、論点・争点を明確にし、より内容の充実した合意形成、議決がなされます。

【運用】議事進行においては、反論の機会を議長及び委員長の采配により次の通り行ないます。

重要事項の有無判断を行い、必要とした場合には、

提案説明↓質疑↓討議(ここで議論を行ないます)↓討論(反対が賛成、一人一回の原則)↓採決となります。

(議会への重要政策等の説明)

第8条 議会は、町長及びその他の執行機関の長(以下この条において「町長等」という)が提案する重要な施策を審議する場合は、その政策水準を高めるために必要と判断し、次の事項(別紙様式の政策事業調書)について町長等に説明及び資料を求めることができる。

(1) 事業の概要及び根拠法令  
(2) 政策の発案要因、発生源、提案に至るまでの経緯  
(3) 他の地方公共団体での類似する政策との比較検討  
(4) 町民参加の実施の有無とその内容  
(5) 鹿追町総合計画との整合性  
(6) 財源措置  
(7) 将来にわたるコスト計算

【解説】町長等が提案する重要施策(町長あるいは議会が判断)については、その

重要性から慎重に審議を要するものであるだけに、提案とともに上記の事項について資料として添付、説明を必要とします。

#### (議会が議決すべきもの)

第9条 議会と町長は、相互にけん制、抑制しあい均衡を保ちながら、合理的かつ能率的な議会運営を行なうことを原則とし、自治事務に関する事件のうち必要と認められるものを議会の議決すべきものとすることができる。

2 前項の議決事項は、地方自治法第96条第2項により次のとおりとする。  
(1) 地方自治法第2条第4項の規定に基づく基本構想に関する総合計画  
(2) 鹿追町公営住宅ストック総合活用計画  
(3) 鹿追町高齢者保健福祉計画並びに鹿追町介護保険事業計画  
(4) 鹿追町次世代育成支援対策地域行動計画

【解説】法律で議決事項の追加が明記されており、町政全体に重要な計画や町民に

対して直接関係の大きいと認められる上記の計画について、決定に参画できる機会の確保と執行上の議決の必要性があるものとし議決要件とします。  
今後においても、必要な該当事項については追加していきます。

### 第5章 討議・討論

(討議・討論による合意形成)  
第10条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互間の討議を中心に議事運営する。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案となる事項について審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議を重んじ合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を果たさなければならない。

3 議員は、自由、闊達な議論のもと、条例提案をはじめとする議案の提出を積極的に行なうように努める。

【解説】1. 議会は、議論の場であ

ることを個々の議員が認識をし、その上で、議長は議員間の討議を尽くすことを旨とした議事運営を行ないます。

2. 討議を通じた議案審議等については合意形成を目指す努力を行い、その上で、町民に結果説明を果たす責任があります。

現行においては、現実対応として全員協議会及び常任委員会等において、「議員間自由討議」を(議場での実践をめざして)通して議論、合意形成を行ないます。そして、これが成熟した段階で議場における自由討議へと図ります。

3. 議員は、個々において自由討議を行なう姿勢を持ち、政策、条例、意見等への議案提出を心掛けます。

### 第6章 政務調査費

(政務調査費の交付、公開、報告)

第11条 議会は、会派又は議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、地方自治法第百条第14項、第15項に基づき政務調



査費を交付する。  
2 政務調査費の交付にあたっては、別に定める「鹿追町議会政務調査費の交付に関する条例」による。

3 政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、公正性、透明性との観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民から疑義が生じないよう、議長に対して証書類を添付した報告書を提出するとともに、政務調査費による活動状況を町民に報告する。

【解説】  
1. 政務調査費の交付は、議員の政策の調査、研究が確実に行なわれて政策提言に繋がるものであります。ただし、議員という立場からは、諸情勢を勘案して交付の判断が求められます。  
2. 「鹿追町議会政務調査費の交付に関する条例」を定め、申請と報告を厳格にします。  
3. 政務調査費の交付を受けた場合は、厳格な収支報告義務を課すとともに、活動状況についても議会広報

らも判断し、その上で、必要とする議会と議員活動を踏まえ検討する。  
3 議員定数の改正にあたっては、参考人制度や公聴会制度を活用し町民の意見を聴取するなどしてあるべき定数を判断する。  
4 議員定数の決定においては、議長より「鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会」（以下「第三者審議会」という）に諮問し参考にする。  
5 議員の定数は、「鹿追町議会議員の定数を定める条例」で定める。

【解説】議員定数を定める根拠として諸状況を勘案しながらも町づくりを成す議会及び議員活動のために必要とする議員数の確保を心掛けます。適正な定数を決定するために議会だけの判断ではなく、参考人や公聴会制度による意見聴取をし、第三者審議会を設置して諮問します。この議会基本条例とは別の「鹿追町議会議員の定数を定める条例」にて、その定数を定めます。

【議員報酬】

などで町民に報告を行ないます。

## 第7章 議会及び事務局の組織体制整備

（全員協議会及び委員会の活発な運営）  
第12条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応するため、全員協議会における討議を経て合意形成を図り、委員会の専門性と特性を生かし適切かつ活発な運営に努める。

【解説】重要な行政課題に対し、全員協議会で全体審議を行い、常任委員会、特別委員会の持つ専門性などを活かし、適切、迅速かつ活発に対応します。

（議会図書の整備）  
第13条 議会は、議会活動に資する参考書等（以下「議会図書」という）の整備を図り、これを議会及び議員活動の利活用の便に供する。  
2 議会図書は、議会事務局が適切な管理を行う。

## 【解説】議会及び議員活動の

参考書、文献、資料等を保管する図書の整備と利用、管理を定めました。

## （議員研修の充実強化）

第14条 議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を図るため、議員自らが自己研鑽に努めるとともに、専門知識の習得や先進事例の調査研究など幅広い研究機会を設ける。  
2 前項における研修結果については、議会の広報紙等を通じ町民に報告する。

【解説】議員の資質及び政策立案能力向上のため、議員の自己研修はさることながら、議会としては先進地事例調査研究や各種講習や講演会等の研修機会を提供します。そして、議員はその結果報告と実践に活かす方策の提言と実践を行います。

（議会広報・広聴体制の充実整備）  
第15条 議会は、広聴活動を活発化し、情報の収集、住民意向・要望の把握、政策提案形成、課題解決等の

よって検討の上改正されるが、その必要が生じたときには、議長が第三者審議会に諮問を行い決定します。  
4. この議会基本条例とは別の「議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例」にて、その報酬は定めます。

【最高規範性】  
第20条 この条例は議会の最高規範であり、議会はこの条例に違反する他の条例及び規則等を制定してはならない。  
2 議会は、日本国憲法及び地方自治法並びにその他法令等を解釈し運用する場合は、議会は地方分権の主旨に沿い、最高規範であるこの条例を尊重及び基本として整合を図らなければならない。

## 第9章 最高規範性及び見直し手続き

【解説】鹿追町議会基本条例が議会における最高規範であること。そして、最大に尊重し、すべからず基本として考え、他のものとの整合性を図りながら思慮し

方策を見出し、町民には議会広報等を通して情報の提供、議会活動の報告、説明責任、議会課題の方策や提言等について周知し、町民との意思疎通を図る体制を整える。

【解説】町民との意思疎通、理解を図るために広聴活動を第一義とし、その情報提供等は広報活動により展開する体制充実を図ります。

（議会事務局体制の充実整備）  
第16条 議会は、議会及び議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査研究や法務機能を図るとともに体制整備の充実強化を図る。

【解説】事務局の必要な機能（総務、議会運営、連絡調整等）、能力（議会事務処理、議会運営事務、議会規程掌理等）の確保のため体制充実を図ります。

## 第8章 議員の資質と政治倫理、定数及び議員報酬等

（議会及び議員の責務）  
第21条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則に基づいて制定される条例及び規則等を遵守して議会運営を行い、もって町民を代表する合議制の機関として、町づくり及び町民に対する責任を果たさなければならない。

【解説】鹿追町議会基本条例等を遵守して、円滑かつ能率的でスピード感のある議会活動と運営をし、町民の代表機関として町づくりに尽力し、町民の福祉向上のために責任を果たします。

（見直し手続き）  
第22条 議会は、この条例の目的が果たされているか議会運営委員会において、適宜、検討・検証する。  
2 議会は、検証の結果、制度の改善が必要と判断した場合は、適切な措置を速やかに講じる。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由等を説明

（議員の資質と政治倫理）  
第17条 議員は、町民全体の代表者として常に資質の向上を図り、社会的、政治的倫理性を自覚し、議員の地位に基づく影響力を町民や地域に不正に行使することによって、疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

【解説】議員の資質と能力の向上に務め、全体の議会力につなげる。そして、倫理性、見識性を高め、議員の権限、権能を町づくりに役立てることに専念し、町民より信頼される尊厳ある言動に徹します。

（議員定数）  
第18条 議員定数については、議会及び議員は町執行者とともに町づくりを担う重要な責任を有していることを踏まえ、行財政改革の視点からだけでなく、町づくりを成す現状と課題、将来の計画と予測、展望を十分に考慮、判断する。  
2 議員定数は人口規模や面積などの地理的要件、財政力、町政課題、類似町との比較など多角的な見地か

する。

【解説】この条例は、時代趨勢、社会経済状況、町情勢、町民意向等を勘案し、常にこれらに即応した内容のものでなければならぬので、議会では適宜、検証を行ない、その結果、見直しの必要とするものは制度や規定の改正と内容の改善を行なっていくます。

## 附則

（施行期日）  
この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において町長が定める日から施行する。

ただし、第2条、第3条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第21条の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において町長が定める日から施行する。

【解説】この条例は、平成22年4月1日に公布をし、平成23年5月1日から施行します。ただし、予算を伴わず直ぐに実行できるものについては速やかに行います。